

# 地域密着型サービス事業所における 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

## ○地域密着型サービスとは

- ・高齢者が介護が必要な状態となっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、提供されるサービスです。
- ・その地域での生活を支えるためのもので、利用者の住み慣れた地域にサービス提供の拠点を置きます。

## ○運営推進会議について

- ・地域密着型サービス事業者（夜間対応型訪問介護を除く）が事業所ごとに設置します。  
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は「介護・医療連携推進会議」を設置します。
- ・事業所が提供しているサービス内容（通所介護事業所で行う宿泊サービスを含む）などを参加者に報告することで、地域に開かれたサービスを目指します。
- ・定期的に会議を開催し、参加者からの意見を事業所の運営に反映させることによって、サービスの質を確保します。

## ○開催頻度

|  |              |
|--|--------------|
| 小規模多機能型居宅介護<br>認知症対応型共同生活介護<br>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護<br>地域密着型特定施設入居者生活介護<br>看護小規模多機能型居宅介護 | おおむね2か月に1回以上 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護   | おおむね3か月に1回以上 |
| 認知症対応型通所介護<br>地域密着型通所介護  | おおむね6か月に1回以上 |

## ○構成員 ※会議開催日に全員が揃わないと会議が成立しないわけではありません

- ・利用者又は利用者の家族
- ・地域住民の代表者（町内会役員、民生委員等）
- ・市職員又は地域包括支援センター職員
- ・地域密着型サービスについて知見を有する者 など

※介護・医療連携推進会議では、上記に加えて地域の医療関係者（医師、ソーシャルワーカー等）

## ○会議の開催方法

各構成員に事業者から通知します。

## ○会議の内容

- ・事業者は活動状況（利用者の状況、行事、事故、研修等）を報告します。
- ・参加者は報告に対して、事業所への要望や意見などを伝えます。

## ○記録の作成

事業者は会議の記録を作成し、構成員に送付します。